明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○地方税法施行規則の一部を改正する省令（総務一〇八）　一
○商標法施行規則の一部を改正する省令（経済産業八二）　六
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行規則及び国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令（国土交通七七）　一〇

〔告　示〕

○低騒音型建設機械の指定に関する件（国土交通一五二〇）　三〇
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同一五二一）　三一
○除却の必要性に係る認定に関する基準等を定める告示（同一五二二）　三三
○マンションの建替え等の円滑化に関する基本的な方針の一部を改正する告示（同一五二三）　三四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
　破産、免責、再生関係　四〇
特殊法人等
　令和三年度公害防止管理者等国家試験合格者関係　七〇
地方公共団体
　教育職員免許状失効・取上げ処分、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　八二
会社その他
会社決算公告　八三

省令

○総務省令第百八号

地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年十二月十五日

総務大臣　金子　恭之

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
第五号の九様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係） ［様式　別紙二　挿入］	**第五号の九様式**（用紙日本産業規格Ａ４）（第二条関係） ［様式　別紙一　挿入］

附　則

この省令は、令和四年一月一日から施行する。